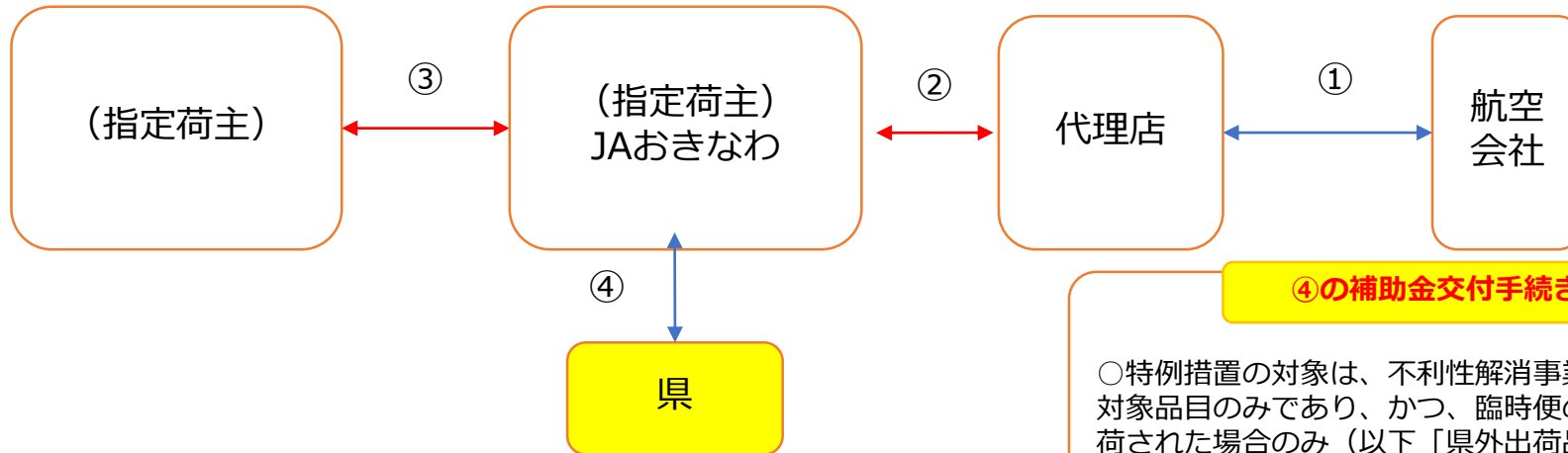


# 農林水産物流通条件不利性解消事業補助金にかかる特例措置に関する事業スキーム



## 事業プロセス概要

- ① 臨時便（臨時的に機材の大型化が行われた便を含む）に関する航空会社と代理店の契約
- ② 代理店と指定荷主（JAおきなわ）の契約
- ③ JAおきなわは、指定荷主等と出荷委託契約を締結し、自らの責任で県外出荷を行う。
- ④ JAおきなわは、5月、6月の特例措置分も反映した補助金交付申請を行い、補助金交付決定後に遂行状況報告書を提出し、概算払いを受けることができる。

## ④の補助金交付手続き上の留意

- 特例措置の対象は、不利性解消事業が適用される補助対象品目のみであり、かつ、臨時便の利用による県外出荷された場合のみ（以下「県外出荷品目」という。）。
- 特例措置は県が定める指定荷主のみである。指定荷主はJAおきなわ、花卉農協、その他の平成31年度交付決定を受けた補助事業者となる。ただし、JAおきなわに出荷委託契約を締結した者は、JAおきなわが出荷団体となり、指定荷主として取引行為をしたものと見なす。
- 特例措置で定める補助単価が適用されるのは、臨時便を利用した県外出荷品目のみであり、通常便は特例措置の対象でない。
- 補助金の申請にあたっては、県外出荷品目を次のとおり明示し、これを証する書類が必要となる。  
→（出荷日、出荷品目、出荷先、輸送重量、輸送金額）を  
→（通常便、臨時便等）の仕分けを行い  
→これを証明する書類として、代理店からの請求書の写しを整えて  
→補助金交付決定後の遂行状況報告書等に添付すること。

参考資料\_特例措置に関する補助額の例示比較

新型コロナウイルス感染症による減便前までの航空貨物運賃補助の枠組み

那覇→羽田(貨物代理店請求額:100円/Kg)

野菜・果樹 補助単価(60円)	荷主負担(40円)
--------------------	-----------

那覇→羽田(代理店請求額:120円/Kg)

花卉・水産物 補助単価(80円)	荷主負担(40円)
---------------------	-----------

石垣→那覇→羽田(貨物代理店請求額:160円/Kg)／野菜・果樹

石垣→那覇 輸送費相当分 補助単価(60円)	那覇→羽田 野菜・果樹 補助単価(60円)	荷主負担(40円)
------------------------------	-----------------------------	-----------

石垣→那覇→羽田(貨物代理店請求額:185円/Kg)／花卉・水産物

石垣→那覇 輸送費相当分 補助単価(65円)	那覇→羽田 花卉・水産物 補助単価(80円)	荷主負担(40円)
------------------------------	------------------------------	-----------

○特例基準単価として(那覇→羽田、大阪、福岡:230円)、また先島から県外出荷をした場合には(石垣→那覇:270円)又は(宮古→那覇:250円)を加算した額とする。なお、特例基準単価には、通常補助単価が含まれている。

○特例補助単価は、①特例基準単価と②実費から通常時の荷主負担相当額(40円)を控除した額の、いずれか低い額とする。

【本島⇒県外】

パターン1:補助対象経費が310円/kgの場合

○特例基準単価(230円) < 実勢単価(310-40=270円)

⇒補助単価 230円/kg

特例補助(230円)	荷主負担(80円)
------------	-----------

パターン2:補助対象経費が260円/kgの場合

○特例基準単価(230円) > 実勢単価(260-40=220円)

⇒補助単価 220円/kg

特例補助(220円)	荷主負担(40円)
------------	-----------

【石垣⇒本島⇒県外】

パターン1(石垣→那覇:臨時便+那覇→羽田:臨時便)

○特例基準単価案(270+230=500円) < 実勢価格(580-40=540)

※(那覇→羽田)の臨時便の補助対象経費は310円/Kgと仮定する。

特例補助(270円+230円→500円)	荷主負担(80円)
----------------------	-----------

パターン2(石垣→那覇:通常便+那覇→羽田:臨時便)

○特例基準単価案(60+230=290円) < 実勢価格(370-40=330)

※(那覇→羽田)の臨時便の補助対象経費は310円/Kgと仮定する。

通常補助(60円)+特例補助(230円)→(290円)	荷主負担(80円)
-----------------------------	-----------

パターン3(石垣→那覇:臨時便+那覇→羽田:通常便)

○特例基準単価案(270+60=330円) > 実勢価格(370-40=330円)

※(那覇→羽田)の通常便の補助対象経費は100円/Kgと仮定する。

特例補助(270円)+通常補助(60円)→(330円)	荷主負担(40円)
-----------------------------	-----------